

# 福祉文教委員会会議録

令和元年7月1日(月)  
(開会) 10:00  
(閉会) 10:56

## 【案件】

1. 議案第79号 令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
3. 議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

## 【所管事務調査】

1. 暴力行為に対する学習について

## 【報告事項】

1. 公用車による交通事故の発生について 【生活支援課】
2. 工事請負契約の報告について 【契約課】

---

## ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○高齢介護課長

「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」及び「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

前後いたしますが、さきに議案第85号のほうから説明させていただきます。議案書の47ページをお願いいたします。今回の条例改正につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、改正するものでありまして、その内容につきましては、本年10月から消費税が増税されることにより、その財源を手当てとして低所得者の介護保険料の軽減強化を行うというものでございます。改正内容の詳細につきましては、軽減の対象となるのが、低所得者層であります。第1段階、第2段階及び第3段階の各段階の保険料となりまして、介護保険料の基準額を1としたところで、第1段階が0.45から0.375へ、第2段階が0.7から0.6へ、第3段階が0.75から0.725へとそれぞれ保険料の負担割合を軽減するものでございます。消費税増税による介護保険料の軽減につきましては、第1段階についてはさきに、平成27年4月から0.5から0.45へと軽減が実施されておりましたが、今回の改正により対象者が拡充され軽減強化がなされることとなります。施行期日につきましては、公布の日から施行し、今年度、令和元年度分の介護保険料から適用するものでございます。以上で、「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。引き続き、「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書の23ページをお願いします。第1条第1項におきまして歳入、歳出をそれぞれ137万4千円増額し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ149億8897万1千円にしようとするものでございます。今回の補正につきましては、さきに説明いたしました低所得者の介

介護保険料軽減強化に伴う介護保険料の歳入予算及び消費税増税に伴う報酬改定等に対応するためのシステム改造に係る経費に関する補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、補正予算資料のほうで説明させていただきます。

補正予算資料の6ページをお願いします。中段以降に記載の介護保険特別会計をお願いいたします。記載の順に説明させていただきます。まず歳入の保険料につきましては、先ほど条例改正の説明の際に申しましたように、第1段階から第3段階までの被保険者の介護保険料が軽減されることに伴い、現年分の特別徴収保険料について、軽減対象見込み者数が1万4964人で8249万9千円の減額、現年分の普通徴収保険料について軽減対象見込み者数が2510人で1481万8千円の減額となりまして、合計9731万7千円の減額となっております。この減額分につきましては、消費税増税分の財源を充てることとなりますため、2つ下の繰入金金の黒丸、一般会計繰入金金の1つ目の白丸の低所得者保険料軽減繰入金金により、同額の9731万7千円を歳入として受け入れるものでございます。なお、この保険料軽減分の財源割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。国及び県からの負担金を一旦、一般会計へ受け入れ、市の負担分と合わせて、まとめて一般会計から介護保険の特別会計へ繰出金として歳出するため、このような歳入となることを申し添えさせていただきます。また、歳入の国庫支出金及び繰入金金の2つ目の白丸、事務費等繰入金金につきましては、一番下段の歳出に記載しております介護保険システム改造委託料と関連してございまして、消費税率の引き上げに伴う報酬改定等に対応するためのシステム改造に係る経費137万4千円に対する国の補助率が2分の1となっておりますため、国庫支出金の補助金として68万7千円及び一般会計からの繰入金金として68万7千円をそれぞれ歳入計上するものであります。以上、議案第79号及び議案第85号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

実際に軽減措置のこの制度自体は、今後、ずっと続いて恒久的な制度になるのでしょうか、それとも一時的な制度なのでしょうか。お答えいただけますか。

○高齢介護課長

この制度に関しましては、今時点におきましては、国からの通知において来年度まで、今回が経過措置といたしますか、半分の軽減幅での軽減で、来年在完全実施ということで、予定としてはその通知が来ておりますが、国の政令が改正はされておられませんので、確定ではございませんが、今後、そのような方向で措置されるものというふうには認識しております。

○永末委員

この軽減をされるということは市民の方にとっては、受け入れられることかと思うんですけど、何かこれは市民の方に対する通知といたしますか、周知はどういった形でされる予定でしょうか。

○高齢介護課長

今回議案として提案させていただいておりますので、どうしても事務作業的に7月が本算定になってございまして、一応、議案が成立すると見込んだところで8月の市報でお知らせするような形で今、事務をしております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 令和元年度飯塚市介護保険特別

会計補正予算（第1号）」及び「議案第85号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、本件2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

議案書の39ページをごらんください。提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例が改正され、福岡県公立学校職員の部活動指導業務に係る手当額、日額が改正されることに伴い、これを参考にして本市教職員の特殊勤務手当を改定するものでございます。改正内容といたしましては、福岡県公立学校職員において週休日等に4時間程度、部活動指導業務に従事した場合、1日につき3600円の手当を支給する考えから、3時間程度、部活動指導業務に従事した場合、1日につき2700円の手当を支給することに見直しが行われましたので、本市教職員と福岡県公立学校教職員との均衡を図る必要から、福岡県公立学校教職員の週休日等に係る部活動指導業務に従事した場合に準じて、本市教育職員への対応を行うものとするため、部活動指導業務に係る手当額を現行の3600円から2700円に改定するものでございます。施行日につきましては、令和元年8月1日とさせていただきたいと思います。なお、資料といたしまして、新旧対照表を議案書の40ページに記載しております。以上、簡単でございますが、議案第82号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今、課長のほうから説明をいただきまして、時間が4時間から3時間に変更になるということで3600円が2700円になりますよということだと思いますが、これがまず一つがこの対象者というのは、どういう方がなられるのか、それとなぜ4時間から3時間に変更になるのかといったことに関する趣旨を教えてくださいませんか。

○学校教育課長

対象者といたしましては、市費の常勤講師になります。今回につきましては中学校に配置している1名が対象者となります。それから4時間のものが3時間程度に変わったことにつきましては、国、県のガイドライン等により、休日の部活動を3時間程度が適切であるというふうになっておるため、そのような時間帯で、部活動にかかわった職員にも手当が支給されるようにするため、3時間程度での支給をされるようにするためでございます。

○兼本委員

3時間しかされないということなんですか。

○学校教育課長

一つの目安として3時間程度が適切であるというのがガイドラインのほうで書かれております。現状は4時間程度でございましたので、その4時間程度から対応できるように、特殊勤務手当は、県のほうも市のほうもしておりました。ガイドラインに沿って行うためには、3時間程度でも支給できるようにするために、金額のほうは下がっておりますがお金を出すことができる、勤務手当が支給できるということになります。

○兼本委員

これが最低限ということですか。

○学校教育課長

特殊勤務手当は時給制とは異なりますので、これが1日、3時間程度であれば、それ以上についても同額ということになります。

○兼本委員

そうすると今、部活のあり方というのは非常に問われているときだと思えるんですけども、部活生の方がこれだけ行いたいといったような、例えば3時間以上になってくるといった場合でも特殊勤務手当ということですから部活に対しての影響というのはないのでしょうか。

○学校教育課長

今後、教職員の働き方、それから子どもの健康上の安全、それから家庭生活の充実等を行っていく中で、保護者や子どもとやっぱり同意をとりながら、部活動の時間については、この指針にとった形に、緩やかになっていくように考えております。ですので突然、もうこれ以上はしませんとか言うわけではありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結します。討論はありませんか。討論を終結いたします。

( 討論なし )

採決いたします。「議案第82号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書の41ページから42ページにかけて条例案、43ページから44ページにかけて資料の新旧対照表を添付しております。43ページの新旧対照表をお願いいたします。家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月に改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。家庭的保育事業とは市町村による認可事業として行う保育給付の対象とした保育施設であります。定員1名から5名までの保育を行う家庭的保育事業、いわゆる保育ママ、定員6名から19名までの小規模保育事業、保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業、これはいわゆるベビーシッター、あと事業所内で保育を行う事業所内保育事業を指しております。現在この事業については、飯塚市では実施しておりません。

主な改正といたしまして、条例第7条、保育所等の連携については、本条例第7条第2項に代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができるものとさせていただきます。また、第47条、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者については、市長が適当と認めるものについては、保育終了後の受け皿確保の提供を行う連携施設の確保を不要とするものです。附則第3条、連携施設に関する経過措置については、家庭的保育事業等に対し、保育終了後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を猶予するため、経過措置期間を現行の5年から10年に延長するものです。現行の5年というのは、平成27年度から実施しておりますので31年度までということで、それが2024年に延長するものでございます。以上、簡単でございますが、議案第83号の補足説

明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

今、説明を受けますと、省令の施行に伴っての規定の整備ということですけど、簡単でいいですけど省令の中身というのは、どういった感じになります。

○子育て支援課長

これは平成31年4月1日に、厚生労働省、子ども家庭局から通知がきております。家庭的保育事業等について、従来、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の取り扱いについて、運用上の取り扱いに関する留意事項を示しているところである。平成30年の地方からの提案等に関する対応指針を踏まえ、家庭的保育事業等の設備に関する基準の一部を改正する省令が、平成31年4月付で別添のとおり、施行されたことに伴い通知の一部を別紙のとおり改正し同日から適用することとしたので通知するというところで文章がきております。この内容につきましては、この省令と条例は、同じものでございますので、法令の改正に伴い、同じ内容を改正したものでございます。

○永末委員

こういった省令のほうが変わったときに、市のほうの条例も同じように変えるというのは、これは強制なんですか、それとも任意的なもの、選択できるものなんですかね。どちらでしょうか。

○子育て支援課長

これは、強制といいますか、設置につきましても、この条例、平成27年度に設置義務がございましたので、それに合わせるように設置しております。今回改正に伴い強制力ということで、市の条例のほうも改正しているような状況でございます。

○永末委員

ちょっとくどいようですが、強制力があるということなんですかね。

○子育て支援課長

従うべき省令というふうに考えております。

○永末委員

わかりました。市としてはそれに従って変えたということですけど、果たしかこのあたりの家庭的保育事業者というのは、飯塚市ではないというふうなことで言われたと思うんですけど、今後こういうのが出てきた際には、そのあたりも市として、整備は考えていこうというふうなお考えでしょうか。

○子育て支援課長

こちらの家庭的保育事業につきましては、市としましては、こちらの対象児童がゼロ歳児から2歳児までの対象施設になります。そうすると3歳児になると、また保育活動、いわゆる保活というのが始まります。実施している自治体もございますけれども、そこで再度、保護者が保活を行って、入所ができない場合とかいうのも聞いておりますので、飯塚市としては、現状のところ認可保育所での対応というふうに考えております。

○永末委員

そのあたりは、今後、特別付託案件とかにもかかってくるかもしれませんので、また改めて議論をさせていただこうと思いますけど、そのあたりをあえて外す理由はないんじゃないかなというふうに、ちょっと個人的にも思う部分もありますので、また、そういった場でちょっと議論させていただければと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○兼本委員

この特例、保育所型事業所内保育事業を除くというふうになっていますけれども、この事業所というのは、企業主導型保育所とかそういったところになるんですか。

○子育て支援課長

事業所内保育所におきまして、3歳以上を受け入れている施設がございます。そういったところを外すような形になっております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論いたします。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、「議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをごらんください。本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正となり、放課後児童支援員の資格要件が追加されたため、関係規定を整備するため、本案を提出するものです。詳細につきましては、議案書の46ページの新旧対照表にてご説明いたします。第10条第3項では、放課後児童支援員の要件である都道府県知事が行う研修を修了したものと規定されておりましたが、改正により地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものが追加され、政令指定都市が実施する認定研修も認められることとなり、第10条第3項中、都道府県知事の次にまたは地方自治法、昭和22年法律第67号、第252条の19第1項の指定都市の長を加え、放課後児童支援員の資格要件を拡大するものでございます。施行日については公布の日となります。以上、簡単ではございますが、議案第84号の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

この条例を改正するための経緯といたしますか、こういった理由でそのようになったんでしょうか。

○学校教育課長

放課後児童健全育成事業の設備費及び運営に関する基準、これが平成26年、厚生労働省第63号がございまして、これが平成31年3月29日に公布され、県から改正に関する通知が同日、31年3月29日付でありましたので、それに従い改正したものです。

○兼本委員

そうすると例えば今回、児童支援員の要件に指定都市の長が行う研修を修了したのものというものが追加されるということですよ、ということはそういった研修を受ける機会がふえましたということですよ。もともと指導員の数が少なくなったといったような要因から、こういう法律がでたのか、私が聞いたかったのはどういう要因でこういう緩和措置ができたのかなと

いうことを聞いたかったんですけど。

○学校教育課長

地方分権の視点から、政令市においても研修を実施することが可能だということで出ております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結します。討論を許します。討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第84号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

金子委員から、「暴力行為に対する学習について」を所管事務調査したい旨の申し出がっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

先日、私が一般質問でもデートDVのことについてお話したんですが、今回は特に子どもにおけるデートDV、またさまざまな暴力のことについて、どんな教育をしているのかということを知りたいと思っております。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「暴力行為に対する学習について」を所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「暴力行為に対する学習について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。

○金子委員

教育の場において、どんな暴力に関しての教育がなされているのか教えてください。

○学校教育課長

幼いときからの教育が個々の人格の形成を目指す上で、重要であると考えております。そこで小中学校においては、児童生徒が互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることができる心を育むとともに、男女を問わず、仲間を大切にする態度の育成に努めているところです。これらは教育活動の根幹をなすものと考えております。このような教育を通じて児童生徒のDV防止や暴力排除の理解につながっているものと考えております。

○金子委員

暴力と言ってもさまざまあると思うんですね。私はデートDVを出したんですけど、例えば虐待とか、いじめ等のいろんな問題があると思いますが特に昨年度、飯塚市は「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」というのができましたよね。それで4月から施行ということで、私が調べたところ1年以内にその計画を立てるということが出ていましたが、どういうふうに立てていくのか教えていただけますか。

○子育て支援課長

現在、条例が4月に施行されてきてどういった形でしていくかというのは、内部で協議を進めているような状況でございます。

○金子委員

4月1日が施行だったので1年以内にと書いてありましたので、その中で年次計画とか、早期発見対応指針とか、保護指針を1年以内にできるということでしたが、いつぐらいにできるめどが立っているのかというのを教えてください。

○子育て支援課長

今年度内には作成したいというふうには考えております。

○金子委員

それから暴力防止と言っても、さまざまな具体的な例があると思うんですね。例えば、学校の先生が教える場面もあれば、リーフレット等を使ってやる場面もあれば、あとはいろいろな研修があると思うんですけど、外部の研修とかある場合は、どんな研修をされているのか教えてください。

○学校教育課長

福岡県のほうが実施しております保護者と学ぶ児童生徒の規範教育育成事業というのがございまして、こういった事業について、外部から講師が来られまして、事業を実施していただくというような取り組みを行っております。また、その他にも、さまざまなおのころにお願いをして実施をしている学校もございまして。

○金子委員

今、さまざまと言われましたけど、具体的に教えていただくことができますか。

○学校教育課長

例えば、NPO法人子どもとメディア、これが最も活用されている団体だと思います。その他にも、例えば情報モラル教育でありますとか、情報関係の会社でありますとか、それから薬物乱用防止で薬剤師の方、さらに弁護士の方を講師に招いて研修を行っている学校もございまして。

○金子委員

せっかく虐待防止を出した飯塚市として、どこに一番、暴力の防止に取り組むを行っていきたいかというような、特化したものがございまして。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：36

再 開 10：37

委員会を再開します。

○学校教育課長

まず、児童虐待防止については、リーフレット等を作成し、子どもにもそして保護者にも、いわゆる虐待について理解をしていただけるような資料をつくり、既に学校のほうには、配信を済ませております。今後もまたそのような活動を続けていきたいと考えております。

○子育て支援課長

虐待のリーフレットですが教育委員会、関係機関と協議いたしまして、今作成しております。夏休み前に小中学校の児童、関係機関に、そういったリーフレットを配布するように今準備を進めております。

○学校教育課長

すみません。リーフレットのほうを今作成中で、あと配布の段階になっています。それと別に児童生徒の虐待が発生したときに、どのように学校が対応すればいいのかというような、いわゆるガイドラインを作成し、学校に配信し、説明等も含めて行っているところでございます。

○金子委員

暴力というのは、みんなやりたくてやっているものじゃないと私は思っています。何よりも大事なのが大切に人を思う気持ちだと思いませんか。やっちゃいけない、やっちゃいけない

と言われると、私自身自身も子育てをしていて、手を上げそうになったことがたくさんあります。思いどおりにいかなかったこととか、たくさんあって、イライラされていることとか、たくさんあると思うんですよね。それをやっちゃいけない、あなたが犯人だみたいなことを言われると親はとっても苦しくなるというのが、自分自身が子育てをしてきた者として思うことです。それで、お聞きしたいのは、虐待をする前のこと、大人というか、何ていうのですかね、手を上げそうになったときの対処とか、子育ての暖かい子育ての仕方とかいうような、その支援の仕方というのを考えられていますか。暴力が起きないための対策、予防というのも考えられているかを教えてください。

#### ○教育長

小中学校というよりは、子育てと言いますか、不適切な養育ということで、マルトリートメントという言葉があるんですけども、そういった観点でマニュアル、ガイドラインをつくっていますから、それについては、学校長を通じて保護者にも説明するようにという指示は出しています。ですから、その中にはやっぱり子育てに悩まれている方もいっぱいいらっしゃると思いますので、そういう不適切な養育がこんなものが不適切な養育ですよという視点から作成したものですから、そういうことについては既に、説明は終わっているつもりでございます。

#### ○金子委員

じゃあ、どなたがどういうふうに、受けたのは校長先生というふうにおっしゃいましたが、その校長先生がせっかく聞いたものをどのように必要な保護者に伝えていくような、その具体的な方策を教えてください。

#### ○教育長

具体的というか、学校としましては、全体的に全ての保護者に対しての説明になっていきますから、そういうふうな説明の中で、悩んでいらっしゃる保護者の方は、理解していただいているんじゃないかなというふうに思っております。要するに、学校としては保護者全体に説明することになりますけど、学校通信等を通じて説明することになります。

#### ○金子委員

校長先生みずからが保護者に向かってということですか、それとも校長先生が教職員、養護教諭を含めて、何か必要なときに話すというようなことですかね。

#### ○教育長

今言われたように、もちろん養護教諭にも説明しますし、保護者にも説明する、全体に説明することになります。そういうことは、ずいぶん前にそのガイドラインを出したときに説明をしています。

#### ○金子委員

学校の先生に限らず、保育士の皆さんとか子どもにかかわる方は、今大変忙しいと思います。いろんな事務書類とか、あと教科だけではなくて、さまざまなことに学校の先生たちが臨まれることが多くて、資料作成等が大変だろうと常々思っております。そこで私が聞きたいのはやっぱり、どういうふうに外部委託というか、外部の先生から専門的に知識を伝えることがいだろうと思うんですけど、先ほど福岡県のさまざまな事業を取り組んでいるというふうにおっしゃいましたが、特に利用した福岡県の事業を教えてください。

#### ○学校教育課長

先ほどと重なるところがございますが、やはり今、情報関係を通じてのいじめやトラブル、こういったものが子どもたちの直近の問題でもありますので、子どもとメディアから来ていただいて、保護者も一緒に参加していただくというような取り組みを行っている学校は、非常に多く、全体の8割から9割ぐらいが行っているところでございます。

#### ○金子委員

福岡県だけではなくて、人権擁護委員の方とかが学校を回られるということも聞きますが、

それはどのくらい利用されているかわかりますか、教えてください。

○学校教育課長

小学校で2校、人権擁護のほうから派遣していただいて、実施されているということで報告を受けております。

○金子委員

学校教育というのは、恐らくその学校でそれぞれの選択でいろんな事業されていると思います。それを全て教育委員会が把握するのも難しいのかなと今回、つくづく思いましたが、せっかく飯塚市として、先ほどの虐待のこととか、暴力について考える、子どもを守るという姿勢であれば、ある程度こんなふうな事業をやりたいというような計画があって、私も調べたところ、福智町や筑紫野市では、市が独自の事業を持っていると聞きます。飯塚市では、特に子どもに対しての暴力に関してやっていきたいという計画はございますか。

○学校教育課長

現時点で外部のほうから来ていただいて、市で独自でというところは、計画はございません。

○金子委員

リベンジポルノ防止法というのがありまして、そこから福岡県の青少年健全育成条例が改正されたと思います。かなりその暴力や性暴力などが子どもの周りには起こっていて、私たち大人が知らないだけではないかなと思うぐらい、かなりの頻度で、私も自分自身に子どもがいて、子どもの話から大変驚く言葉がたくさん出ます。高校3年生でこんなことも知っているのとか、とてもこの場で言うのも私は恥ずかしいぐらいの言葉がかなり出てきます。飯塚市とすれば、やっぱり小学校、中学校までに暴力を危ないんだって、あなたの体と心を守るのは必要なんだよということを伝えやすいのは、中学校までと思うんですね。高校に行くと、どうしてもそれ以上は男女共同参画推進になってしまって、大変幅広くなってしまうので、中学校までにゼロ歳から中学校までの15歳までに、どれだけ子どもの体と心を守れるかというのをやっておかないと、飯塚市の特に弱い女性、またLGBTと言われる男性の方たちも女性も含めて、大変被害に遭いやすい状況なのではないかなと思っております。これは要望になるかもしれませんが、せっかく先ほど条例を改正してこの1年間に年次計画を立てられるという話だったので、ぜひ飯塚市独自のその暴力に対しての計画というのを入れていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○生活支援課長

生活支援課より「公用車による交通事故の発生について」、ご報告いたします。資料として添付しております事故現場の見取り図をごらんください。去る1月8日、水曜日、午後1時35分ごろ、市内横田地内、市道大日寺・吉原町線において右折待ちの一般車両が中央線より停車していたために、直進していた生活支援課職員運転の公用車が後方に一旦停止したものの

の、その左側に進行できるスペースがあったことから、左側に向け車両を発進させました。しかし、その左側前方へ後方より相手方車両が進入してきたことから、その車両と接触し、双方の車両が損傷したものでございます。なお、相手方車両の運転手及び職員ともに人的損害はありませんでした。令和元年5月23日に示談が成立し、本市の過失割合が90%、損傷した相手方車両の損害賠償額は9万6520円となっております。今回の事故原因は、公用車発進の際に、進行方向はもとより、周囲への安全確認が不十分であったことが大きな要因でございます。本課は職員及び車両を多く抱える課であることから、交通事故防止につきましては毎日の朝礼や所内研修を機会あるごとに指導を行ってまいりました。しかしながら、このような事故が発生しており、この場をかりておわび申し上げるとともに、今後の安全運転管理の指導を徹底し、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。また、今回の事故につきましては、本市の公用車が後方から進入してきた車両と接触していることから、当初、相手側から車両の修理を自身で行うとの申し出がなされたことや、損害賠償の発生について不確定であったことや過失割合決定後に、相手側からの損害額の提示がなされなかったことなどで示談交渉ができずに時間を要してまいりましたが、結果的に相手側への損害賠償が決定しましたことから、この事故の報告ができております。これにつきましてもあわせておわび申し上げる次第でございます。以上、簡単ではございますが、公用車の交通事故の報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負契約の報告について」、報告を求めます。

#### ○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付しております資料によりご報告をいたします。今回報告をいたします6件の工事でございます。建築一式工事4件、専門工事2件でございます。入札を執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、1件目から3件目につきましては、市内建築一式工事のⅠ等級に格付されている要件等を、また4件目につきましては、市内建築一式工事のⅠ等級またはⅡ等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。5件目及び6件目につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事電気A等級に格付されている市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。大分小学校大規模改造(その2)工事につきましては、11者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3529万8080円、落札率91.75%で神崎建設株式会社が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります全社同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。若菜小学校大規模改造(その4)工事につきましては10者による入札を執行いたしました。その結果落札額1億2278万4120円、落札率91.71%で、株式会社山下工務店が落札しております。なお、本件の入札につきましても最低制限価格によります10者中9者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づきましてくじ引きにより落札者を決定いたしております。

次に、資料3ページをお願いいたします。若菜小学校大規模改造(その5)工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果落札額9024万6960円、落札率91.53%で、友信建設株式会社が落札をいたしております。本件の入札につきましても、最低制限価格によります、8者中7者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づきまして、くじ引きにて落札者決定いたしております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。大分小学校大規模改造（その3）工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7531万5960円、落札率94.46%で、株式会社プロスホームが落札いたしております。本件の入札につきましては変動型最低制限価格方式にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。若菜小学校大規模改造（電気設備・その3）工事につきましては5者による入札を執行いたしました。その結果落札額6242万4千円、落札率94.98%で、株式会社雄電社が落札をいたしております。

最後に、資料の6ページをお願いいたします。大分小学校大規模改造（電気設備・その2）工事につきましては4者による入札を執行いたしました。その結果落札額5724万円、落札率94.52%で有限会社岩下電気商會が落札をいたしております。以上、工事請負契約については報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件についてお諮りいたします。本委員会として、「保育行政について」、「児童生徒の安全対策について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「保育行政について」、「児童生徒の安全対策について」を、閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき議長に申し入れをいたしますのでご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。